

**第 1 回 南 庄 内 合 併 協 議 会
専 門 小 委 員 会 第 二 小 委 員 会
会 議 会 議 録**

期 日 : 平 成 1 6 年 1 1 月 1 2 日 (金)

会 場 : 櫛 引 町 役 場

第 1 回南庄内合併協議会専門小委員会第二小委員会 会議録

日 時 平成 16 年 11 月 12 日 (金) 午後 3 時 03 分 ~

場 所 櫛引町議会 委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長及び副委員長の選出について
- 3 委員長あいさつ
- 4 協 議
 - (1) 新市建設計画について
 - (2) 事務事業調整について
 - (3) その他
- 5 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	羽黒町・識見を有する者	高橋 澤
副委員長	温海町議会議員	佐藤甚一郎	委 員	櫛引町・識見を有する者	長南 源一
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	朝日村・識見を有する者	田村 作美
委 員	櫛引町議会議員	安野 良明	委 員	温海町・識見を有する者	佐藤喜久子
委 員	鶴岡市・識見を有する者	竹内 峰子			

欠席委員 なし

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
住民生活 部 会	部会長	林 由美子	健康福祉 部 会	健康副分科会長	今野 克雄
	副部会長	長谷川政敏		福祉分科会長	山木 知也
	生活分科会長	加藤 保		福祉副分科会長	平藤 博巳
	税務・国保分科会長	三浦 義廣		高齢者福祉分科会長	小野寺雄次
	環境分科会長	進藤 昇		社会児童分科会長	上原 正明
	消防防災分科会長	真田莊左エ門	教育部会	部会長	村田 久忠
	部会員	門崎 秀夫		副部会長	成田 進
部会員	秋野 友樹	管理・学校教育分科会長		森 博子	
健康福祉 部 会	部会長	白井 宗雄	管理・学校教育副分科会長	難波 信昭	
	副部会長	星野 文紘	社会教育分科会長	加賀山 誠	
	健康分科会長	板垣 博	スポーツ分科会長	秋庭 一生	

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主幹	斎藤 雅文	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	鈴木金右エ門		

1 開 会（午後3時03分）

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 きょうは、どうもご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から第1回の第二小委員会を開会いたします。

合併協議会事務局の齋藤と申します。委員長、副委員長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議を進める前に、先の協議会で配付いたしました資料について、一部差し換えさせていただいております。その内容につきましては、お手元に差し換え表ということで配付いたしておりますので、その中で3枚ございますけれども、主要事業についてと事務事業一覧表のところ、それとあと事務事業調整の新旧対照表、この3枚分について差し換えさせていただいております。

2 委員長及び副委員長の選出について

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 それでは、次第2の委員長及び副委員長の選出でございます。

協議会の専門小委員会設置要綱の第4条におきまして、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとしておりますが、いかがいたしましょうか。

○押井喜一委員 それでは、私からただ今の件についてご提案申し上げたいというふうに思います。

甚だ僭越と申しますが、ご案内のように先般の7市町村による南部地区の合併協議会、特に第二専門小委員会、膨大な事務事業調整の中で本城委員長、そして佐藤甚一郎副委員長の下、誠に慎重に、あるいは公正に議論させていただきました。今回、三川の事情で枠組みが変わったわけですが、引き続き本城委員長、そして佐藤甚一郎副委員長の下で審議をさせていただければ大変ありがたいということでご提案申し上げたいと思います。

（「異議なし。」という声あり）

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 委員長に本城委員さん、副委員長に佐藤委員さんのご推薦をいただきまして、皆様より異議なしということでご了承いただきましたので、それでは本城委員さん、佐藤委員さん、よろしくお願いしたいと思います。

3 委員長あいさつ

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 続きまして、専門小委員会設置要綱におきまして、委員長が会議の議長になると定めておりますので、本城委員長には議長席にお着きいただきまして、ごあいさつをお願いいたします。

○本城昭一委員長 ただ今南庄内の名称になっての専門小委員会、第1回になるわけですが、それに先立ちまして委員長ということでご指名をいただきました。新たな枠組みでのスタートではありますが、皆さんのお力添えをいただきながら、この委員

会の役割を果たしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** ありがとうございます。

協議に入ります前に、お手元に封筒を配付させていただいております。その封筒には、来週19日の次回合併協議会の開催通知をお配りさせていただいております。

本日は、新市建設計画と事務事業調整についてご協議いただきたいと存じます。ご協議いただいた内容につきましては、次回の合併協議会に報告することで考えております。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○**本城昭一委員長** それでは、会議を進行させていただきますが、その前に本来であれば第1回目ですので、名称も変わっておりますので、委員同士自己紹介となりますが、お互いに十分顔見知りであります。ただ、櫛引町の遠藤さんが健康上の理由から安野さんと替わられましたので、安野さんから一言あいさつをお願いします。

○**安野良明委員** 櫛引の議会推薦で委員になりました安野でございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

4 協 議

(1) 新市建設計画について

○**本城昭一委員長** それでは、初めに新市建設計画についてを議題とします。

1月9日の第1回南庄内合併協議会においても概要について説明があったわけですが、再度要点等の説明をお願いします。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** それでは、新市建設計画(案)でございますけれども、前回の合併協議会の説明と重複するところもあるかと存じますけれども、説明の資料としまして、こちらの新市建設計画(案)、それと建設計画(案)の新旧対照表、こちらの3枚のつづりでございます。それと、建設計画の主要事業について(案)、こちらの三つでご説明いたします。

こちらの建設計画につきましては、市町村合併特例法におきまして合併協議会で作成すると規定されております。先の計画策定に当たっては、各市町村の議会の議決をもって策定されました総合計画、振興計画を尊重しまして、地域特性に配慮しながら作成したものでございます。合併協議会と専門小委員会でたび重なるご協議をいただき、貴重なご意見等を頂戴いしながら進めてまいったものでございます。今回の新たな枠組みでの内容検討について、部会、分科会で今までの合意された協議を踏まえ検討いたしましたところ、ご協議いただいた基本的な理念や方針には変更ない状況にございましたことから、新たな南庄内6市町村での新市建設計画(案)を作成したものでございます。

計画全体の構成としまして、第 章序論から第 章財政計画までの八つの章を設け

ておりますのは、先の計画同様でございます。

先の計画との主な変更内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。建設計画の第 章序論から第 章の新市の施策まで、こちらの中での主な変更内容でございますけれども、本文中に「庄内南部地区」と記載あるところを「南庄内」といたしております。それから、構成団体数について「7」から「6」にしております。それから、面積や統計などの数値データを6市町村での記載といたしております。それから、1か所ございましたけれども、三川町さんに係ります固有名詞の記載がございましたので、それについて削除いたしております。

主な変更内容ということで、10ページから12ページでございますけれども、こちらの人口、数値データの関係でございますけれども、平成27年度の総人口について、国立社会保障人口問題研究所では13万4,324人、七つの場合ですと14万1,228人と推計しておりますが、政策的に整備や誘致を進めるサイエンスパークですとか、工業団地などの新規雇用、それと関連する雇用の波及効果を踏まえた人口増を今回は4,500人と見込んでおります。七つでは4,800人という見込みでございました。それで、新市の平成27年度の人口につきまして、13万8,900人としております。7団体の場合ですと14万6,000人としておりました。以下、13万8,900人の数字を基礎にしまして年齢別人口、就業人口、産業別人口、普通世帯数について前回と同様に推計しております。

25ページから第 章の新市の施策でございますが、46ページの6行目、こちらにつきましてはスポーツ、レクリエーションの振興ということでございますけれども、この振興を図るために特色あるスポーツ施設を活用することとしております。7団体で記載ありました代表的な施設としまして、テニスコート3面の広さを持ちます「屋内多目的運動施設」、こちらが愛称アスレなの花ということでございましたので、この屋内運動施設につきまして削除しております。そのほかの変更内容につきましては、資料をご覧くださいと思います。

第 章の新市における県事業の推進、それから第 章の公共施設の適正配置と整備については変更ございません。

51ページからの財政計画でございます。こちらの概要についてご説明いたします。54ページの1、基本的な考え方に今回の財政計画作成に当たっての考え方を記載しております。主な変更理由は新旧対照表の右欄に記載してあるとおり、構成市町村が6団体になることにより数値データを置き換えております。それから二つ目としまして、平成15年度の各市町村の決算が出されておりますので、今回は平成15年度の決算見込額ということで推計してございましたけれども、今回は平成15年度の決算額に置き換えまして推計しております。3番目としまして、平成17年度の地方財政計画の見通しが発表されましたことなどを受けまして、主に地方交付税、臨時財政対策債の見直しを行って作成しております。

主な項目についてご説明いたします。55ページの、歳入・歳出の算出の考え方、こちらのところでは、1の歳入につきましては、の地方交付税について、平成17年度の地方財政計画の見通し等を勘案し、所要の見直しを行っておりますことを記載いたしました。の地方債について、普通建設事業費の見直しによりまして、新市に

おける計画期間中の普通建設事業に係る新規発行総額は、平成17年度から平成26年度まで各年度約50億、平成27年度を約48億としております。そのうち合併市町村に対する合併支援の主要財源といたしまして合併特例債があるわけでございますが、発行総額を約350億と見込んでおります。

次に、56ページ、2の歳出についてであります。の普通建設事業費につきまして、平年基準事業費ベースということで、構成市町村の事業費ベースを勘案しまして、各年度70億といたしまして、これについては合併特例債を十分活用することで検討を進めてまいりたいと考えております。

ただ今申し上げました見込みによります収支の計画が52ページ、53ページの表でございますけれども、今後地方交付税や国、県支出金、合併特例債などの財政支援を有効に活用し、一方では人件費ですとか、物件費などの節減効果を生み出しながら、新市の財政運営を行っていくということを考えております。7市町村での計画と同様でございますが、こちらの期間前半では基金からの繰入金を充当しながら運営が続くものということで、この表の基金現在高という欄でございますけれども、これを見ていただきますとおわかりになるかと思っておりますけれども、期間前半では基金からの繰入金を充当しながら運営が続くと。そして、合併効果が増大していく期間後半には落ちついた財政運営となるというふうな計画でございます。

あとこの建設計画の最後のところですが、道路交通ネットワーク整備プロジェクトについて、補足資料ということで添付いたしておりますが、こちらについての内容は変更ございません。

それから、建設計画の主要事業案について簡単にご説明いたします。基本的な考えでございますけれども、こちらの1ページの主要事業の基本的な考え方、これの中ほどでございますように、これまで協議を重ねてきた建設計画の基本方針や施策に基本的な変更が生ずるものでないということから、主要事業については従前提案あった事業を継承することとし、6団体の主要事業を取りまとめしております。

2ページの3、事業費でございます。事業費といたしまして、11年間の事業費枠を7団体の場合ですと840億といたしてございました。6団体では770億といたしまして、特定事業及び個別事業を605億とするものでございます。特定事業、全市的な事業ということで、こちらにつきましては22事業、208億、個別事業につきましては397億としております。

3ページ以降につきましては、表題に新市主要事業一覧、右肩に合併協議会資料1と記載しておりますが、前回と同様に建設計画案の第4章、新市の施策の章立てに沿って総括的な主な事業に分類されるものを記載したものです。

次に、中ほどの5枚目ですが、先ほど1枚差し換えもございましたが、建設計画で取り扱う主要事業集計表、右肩に合併協議会資料2と記載されております。これにつきましては、特定事業として設定した22事業と個別市町村ごとに検討、提案ありました事業内容及び現時点での概算事業費をまとめた集計表です。

以上でございます。よろしくご協議お願いいたします。

○本城昭一委員長 ただ今新市建設計画についての説明がございました。このことにつ

いてご意見、質問等をお受けしたいと思います。

○佐藤甚一郎委員　ここで質問するというのもどうかとも思うんですが、この財政計画表の中で大変不思議といいますが、なかなかわかりづらいのが繰入金です。これは、基金よりの繰入金という話でしょうが、今各市町村の持っている基金はあるわけですが、ただそれらは15年度の決算時点で当然余裕がまだあるわけですが、しかしながら、各市町村ともそんなに余裕があるわけではないと思います。これらは、繰り入れして健全に予算化するには、新たに積み増しをしないとこういうのは成り立たないというふうに思うんですが、平成22年からは基金の繰り入れがないという、このないというのもこれまたどうなのかと考えたりもしますが、これらを説明できませんか。

○鈴木金右エ門事務局調査計画主査　ただ今の基金繰り入れの関係でございますが、平成15年度の構成6市町村の基金残高は、決算出ていますので、一応15年度決算段階は71億ほどございます。ただ、平成16年度それぞれ構成市町村で予算化して繰り入れを行う見込みと。それで、財政計画上平成16年度末の基金残高の見込額がございまして、それらを基に平成17年度以降の基金繰り入れが賄えるということで、それぞれ17年度から21年度までの繰り入れでやっていくと。そのほか財政効果が現れますことから、22年からは基金からの繰り入れを行わなくても財政運営が行えるということで基金に積み立てを行うと。そういう運営をしていくという計画でございますので、現段階で財政調整基金とか減債基金、それらを合わせますと17年度以降の基金の繰り入れを賄えるだけの財源があるということで試算をしております。

○佐藤甚一郎委員　16年度末で大体どのくらいというふうになりますか。

○鈴木金右エ門事務局調査計画主査　現段階で各市町村の財政計画上は、約34億ほどの基金が残るという試算が出されております。

○佐藤甚一郎委員　そういう基金活用を続けていけば、平成22年度からは基金よりの繰り入れは必要ないと、こういう考え方なんでしょうけれども、しかしながらどうも22年からずっと空になっているというのは、この行なんでしょう。空です。

○鈴木金右エ門事務局調査計画主査　繰り入れを行わなくても間に合うと。

○佐藤甚一郎委員　積み立てはするけれども、それは取り崩しをしない、こういう考え方だと。これは先のことですから、そんなにどうこう言うことないんですが、ただ考え方としては基金は積んだらそれもやっぱり各年積んで崩す、積んで崩すという、今までですとそういう手法だったと思うんです。当然のことながら、各年度の20年だろうが、21年だろうが、決算時点における剰余金というのは、これは大体ほぼ決まりがあるらしいので、積んでいくわけですから、ずっと。こういうことをしていきながら、やっぱりここにも私は計上すべきだったんでないかと、空にしておくことはな

いんでなかったかと、そういうふうに思うんです。積立金というものも途中空になっていますが、積立金だってこれは積み立てというものはやっぱり必要なんだと思うんです。これの基になるものを作られてから随分期間がたってからこんなことを言うのはどうかと思うんですが、ただこれからの財政運営というのは私はそうあるべきだと、こう思うんです。このことについてはどうですか。

○**鈴木金右エ門事務局調査計画主査** 基金繰り入れの考え方ですが、その年度の財政運営が収入が足りない場合、財調等を繰り入れて収支のバランスを取ると。当然剰余金等が出た場合は積み立てることになるわけですが、計画期間内、一応計画上は収支ゼロということでございますので、剰余金が出ないというところでは積み立てに回せないということで、19、20、21年度については財調等の取り崩しを行いながら、積み立てに回せる余裕はないということで、現段階では空欄になっております。以降22年度については、人件費等の合併効果が現れまして、繰り入れを行わなくても少しずつではあります、積み立てに回せると。平成27年度以降の財政負担が増えることが予想されますので、それに備えて財調なり減債なりに積み立てを行っていくことの表し方で、結果として22年度以降繰り入れがないという計画です。特定目的基金の場合はある程度額が出ようかと思いますが、収支バランスのための財政調整基金の繰り入れについては、現段階の計画としては22年度以降については繰り入れを行わなくても間に合うという財政計画の見通しでございます。

○**佐藤甚一郎委員** まずこれ以上やっても時間がちょっとあれですが、基本的にはやっぱり私は考え方は違うと思います。そこで止めます。

○**本城昭一委員長** ほかにございませんか。

(「なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** それでは、1の新市建設計画についての協議を終了いたします。

(2) 事務事業調整について

○**本城昭一委員長** 次に、事務事業調整についてを議題とします。

本小委員会に関連のあるところを中心に説明をお願いします。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 事務事業調整につきまして、資料としましては、事務事業調整一覧表、それと事務事業調整新旧対照表、こちらの二つでございます。事務事業調整一覧表につきましては、合併に関するすべての事務事業、約2,500項目ほどございますけれども、その調整課題及び調整内容を簡潔にまとめたものでございます。それから事務事業調整新旧対照表につきましては、合併の枠組みが変わったことによります調整課題及び調整内容を新旧対照表にしたものでございます。

調整の基本的な方針としまして、構成団体が変わりましても住民へのサービスが低

下しないよう最善の配慮をし、負担についても急激な変化を招かないよう、それから調整課題の相違点が大きなもの、こちらにつきましては3年ですとか5年などの経過措置を置くなどしながら、緩やかな調整となるよう配慮するという基本的な考え方で、これまでの協議結果を踏まえまして、部会、分科会で6市町村の新しい枠組みでの検討をいただきまして、まとめたものでございます。

事務事業調整新旧対照表によりまして、その概要をご説明いたします。対照表につきましては、左から頁という欄がございます。これは、一覧表のページでございます。それから、管理番号、事務事業名、それから旧の調整課題及び調整内容、次に6市町村での調整課題及び調整内容案を記載しております。それから、上段欄外に記載しておりますが、今回調整内容が変更となる重要事務事業につきましては太ゴシック体で記載しております。議会議員、農業委員会委員の定数、任期、それから消防等の一部事務組合の取り扱いにつきましては、先日の協議会でもご説明いたしましたとおり、今後の協議となるわけでございますけれども、そちらにつきましては網かけの表示をさせていただきます。

構成団体が6団体となったことによる調整内容の変更につきましては、現段階では11事務事業となっております。その中で重要事務事業の変更にかかわります事務事業については、1ページの下段の土地資源開発事業、これにつきましては開発公社に関連する内容でございます。これについては、従前ですと5市町に土地開発公社があり、統廃合を検討する必要があると。それで、調整内容が4町の土地開発公社を統廃合し、1土地開発公社にする、鶴岡市の開発公社は当面従来どおり存続することとするというふうな調整内容でございましたけれども、枠組みが変わったことにより数値、4市町に土地開発公社があり、統廃合を検討する必要があると。調整内容が3町の土地開発公社を統廃合し、1土地開発公社とすると。鶴岡市の土地開発公社は、当面従来どおり存続するというところで、方針ではなく数値の変更というような内容でございます。

次に、3ページ中段のところでございますけれども、斎場等使用料補助金交付事務について、これは第二小委員会の担当する事務事業ですけれども、こちらの調整内容としまして、合併まで酒田市の斎場利用の場合、新市の斎場使用料との差額を補助するというふうな調整内容でございましたけれども、酒田市の斎場の使用実績がございますのは三川町さんだけでございまして、平成15年度の実績を申しますと、三川町さんの方で鶴岡においでになった方が36体、酒田が23体、藤島町さんが25体というふうなところから、ほかのところは全部今回の団体内でのご利用ということでございましたので、新市においては補助金の交付事務が発生しないということから、合併時に廃止とするものでございます。

そのほか事務事業対照表の内容、こちらのほうにいろいろ記載してございますが、掲載した修正の内容の理由のほとんどは、調整課題、調整内容欄に記載してあります名称ですとか、団体数の数値について、6団体での表現に変更しました。現時点で事務事業が当初の目的を達したことから、廃止などされた事務事業、これについては現段階で削除したと。それとあと事務事業の調整をする上で同じ内容だったということで、同類の事務事業を統合したというような内容がほとんどでございます。

それで、第二小委員会の担当する住民生活部会、健康福祉部会及び教育部会の事務事業につきましては、3ページから11ページまで、こちらの112事務事業の調整課題、調整内容を記載しておりますが、その中で先ほどの重要事務事業もございますけれども、内容変更につきましては五つというような結果でございました。

以上でございます。よろしくお願いいたしたいと思います。

○**本城昭一委員長** 事務事業調整についての説明がございましたので、皆さん方から質問、ご意見をお伺いしたいと思います。これは、6市町村になったことによるもので、内容の変更というのは特にないものでありますけれども、いかがでしょうか。

○**本城昭一委員長** もしなかったら、これで事務事業調整についての協議を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、終了させていただきます。

(3) その他

○**本城昭一委員長** 次に、その他ということになっていますが、事務局から何かありますか。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 本日の協議結果でございますけれども、建設計画の財政計画についてご意見等いただいたわけですが、きょうの協議結果につきましては、次回の合併協議会に報告ということで考えておることを説明いたしましたけれども、事務局で報告書を作成しまして、委員長さんにご確認いただいて、そして事務局から報告させていただくということにさせていただきたいと思っておりますけれども、そういったことでよろしくお願いいたしたいと思っております。

それから、もう一点、建設計画について冒頭ご説明いたしましたけれども、県との協議が必要であるということで、今後新しい6市町村での建設計画について県との協議を進めさせていただきたいということを申し添えさせていただきたいと思っております。

○**本城昭一委員長** 今の第二小委員会での協議結果を次回の合併協議会で報告をすると、その報告については事務局で報告書を作成して、委員長がチェックをして報告すると、こういうことでよろしいかということではありますが、いかがですか。

(「異議なし。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、今事務局提案のようなことにさせていただきたいと思っております。それと、県に対しての申請ですか、それは特にこの委員会とは関係ないわけですね。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** 当然ほかの第一と第三の小委員会もございますので、そういったことを踏まえながら、県と今後建設計画の協議を進めさせていただくということをご説明申し上げましたということをございます。

○**本城昭一委員長** そういうことでどうぞよろしくお願いをしたいと思います。
それでは、議題はこれで終わりましたので、協議を終了してよろしいでしょうか。

○**押井喜一委員** お聞きしたいというか、確認したいところですけども、一部事務組合の関係でいろいろ三川町が合併に参加しないということで、特に衛生処理組合、あるいは消防事務組合、この辺の取り扱いというのは今の合併にかかわってどのような、水道関連も、我々の委員会には直接関連ないわけですけども、そういった部分どういうふうな方向なのか。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** 基本的には、先日の協議会で今後の合併協議についてということをご説明申し上げたところですけども、その中では一部事務組合等の取り扱いについて、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合、月山水道企業団及び共同設置の庄内南地区介護認定審査会については、いずれも住民生活に大きくかかわる事務の共同執行であることから、関係市町村長が対応方針を協議しますというようなところが基本方針でございますけれども、一般的に取り扱いについては、一つ目としましては、新市と三川町さんが一部事務組合を継続すると。二つ目としましては、一部事務組合を解散しまして、規模から申しますと新市が事務の受託をするとか、またあとは一部事務組合を解散しまして、それぞれが事務を行うというような方法もあろうかと存じますが、それにつきましては関係市町村によって当然協議が必要だと。そして、当然それについては自治法にもございますように、数の増減とか、規約の変更ですとか、解散等については議会の議決が必要であるということで、この協議についてはなかなか難しい面もあるかと考えられます。基本的なところを踏まえまして、市町村長での協議で方針を出していただいて、それを重要なところについては協議会での協議もお願いをするというようなところもあろうかと存じます。
以上です。

○**押井喜一委員** これから市長、町長あるいは村長さんの中でいろんな協議が原則的になされると思いますけども、私どものところは一番三川とのかかわりとかあるもんですから、その辺も具体的に先どうなっていくのかなというような心配もあるものですから、お聞きしました。まだ十分理解できませんけども、この辺のところ。

○**本城昭一委員長** この間の説明では、首長さんたちでこれを詰めていくと、こういうことではなかったでしょうか。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** 協議を…。

○本城昭一委員長 協議をすると、こういうことですね。当然その経過については協議会に報告があって進んでいくんだらうというふうに思いますので、これからの大問題になるとは思います。

ほかによろしいでしょうか。

5 閉 会（午後3時45分）

○本城昭一委員長 それでは、以上で小委員会を終了したいと思います。大変ご苦勞様でした。